

令和8年4月1日
釜石市告示第96号

釜石市脱炭素先行地域づくり事業補助金(水産関連施設等 PPA 太陽光発電設備)交付要綱

(目的)

第1条 市内脱炭素先行地域の水産関連施設等に対して、二酸化炭素の排出量削減と、冷蔵庫又は冷凍庫の安定電源の確保等やレジリエンス強化、水産物の高付加価値化を目的に、補助事業者が PPA により太陽光発電設備の設置を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素先行地域 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(脱炭素先行地域づくり事業)『釜石版サステナブルツーリズム』がつつなぐ地域脱炭素プロジェクト(令和6年9月27日環境省選定。以下「事業計画」という。)の対象とする地域をいう。
- (2) 国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号)をいう。
- (3) 水産関連施設等 漁港区域の陸域に整備される施設のうち、特に水産物の加工・流通に関連性が高い施設で、荷さばき所、製氷・冷凍及び冷蔵施設、増殖及び養殖施設、畜養施設、加工場、事業所等をいう。
- (4) 太陽光発電設備 太陽光パネルを利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、国実施要領別紙1に規定する事業の要件を満たし、かつ、国、地方公共団体その他の団体が実施する他の制度による補助金等の交付(申請中のものを含む。)の対象となっていないものをいう。
- (5) PPA 事業者が事業者の費用負担により需要家が保有する水産関連施設等に太陽光発電設備を設置し、当該設備を所有・維持管理しながら発電した電気を需要家に供給する契約形態をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市と共同して事業計画を提案している事業者
- (2) 前号に掲げる者に準ずると認められる事業者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が事業計画の実施のために必要があると認めた事業者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が PPA に含まれる場合は、交付対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 釜石市暴力団排除条例(平成27年釜石市条例第37号)第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 構成員の内に釜石市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者を含む団体

(交付対象経費及び補助金額)

第4条 補助事業の内容、交付対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

内容	交付対象経費	補助率
太陽光発電設備	国実施要領別表第1のとおりとする。	交付対象経費の合計額又は太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に1kW当たり31万5,000円を乗じて得た額のいずれか低い額の3分の2に相当する額以内の額

(交付申請等)

第5条 補助金交付申請の期限は、毎年度11月末日とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第3条第1項第2号及び第3号に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を補助金交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)

3 交付要領第3条第1項第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 適正導入量計算書(様式第3号)
- (2) サービス料金算定書(様式第4号)
- (3) 補助事業の実施に係る承諾書(様式第5号)
- (4) 補助対象設備を設置する建物等の位置図
- (5) PPAに係る見積書等
- (6) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が確認できる資料の写し
- (7) 補助対象設備の仕様がわかるもの(カタログ・仕様書等)
- (8) 補助対象設備の機器配置図及びシステム系統図
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(届出事項)

第6条 補助事業者は、住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、速や

かに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(完了期限等)

第7条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度2月末日とする。

2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付要領第10条第2号及び同条第3号に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を補助金交付請求書に添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第6号)

(2) 収支精算書(様式第7号)

3 交付要領第10条第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に要した費用に係る工事請負契約書、領収書及び内訳書の写し(請求書、請書、検査書類等)

(2) 補助対象設備の設置状況を示すカラー写真

(3) 補助金振込口座の通帳等の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第8条 交付要領第14条の規定により要綱で定める、財産の処分の制限をする財産及びその制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(地元事業者の活用)

第9条 補助事業者は、設置若しくは改修工事又は設置後の維持管理若しくは改修工事の施工にあたり、第三者に委託する場合には、次に掲げる順に、本店又は営業所を有する事業者を優先して委託するよう努めなければならない。

(1) 市内に本店又は営業所を有する事業者

(2) 岩手県内に本店又は営業所を有する事業者

(3) 東北管内に本店又は営業所を有する事業者

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。